「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (六次産業化法)」第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載の農家レストラン設置に係る手引き

〇農家レストランの開設基準

農用地区域内において、農業者、農地所有適格法人(農地法第2条第3項の規定を満たすもの)が開設しようとする農家レストランについては、以下の事項を全て満たす必要があります。

(1) 六次産業化法第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載の農家レストラン設置要綱(令和4年12月26日)

主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたもの(量的又は金額的に5割以上使用)の提供の用に供する施設であること。

なお、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平成 23 年 3 月 14 日農林水産省告示第 607 号)」の第 1 章第 4 の 3(2)に基づき、市町村が策定した戦略に位置付けられている施設であること。

(2)総合化事業計画における農家レストラン設置基準(令和4年12月26日)

項目		内容
1 開発地域		(1)農用地の集団化、農作業の効率化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないものであること。
		(2) 開設箇所は集団的な農地利用の妨げとならないよう、その縁辺部とすることが望ましい。
2 開発(敷地)面	積	経営計画に見合う規模であること
3 建築物		経営計画に見合う規模であること
4 敷地の接する	i 道路	(1) 主たる出入口から交差点に至るまでの道路の幅員が6.0m以上であること。
		(2)(1)の道路が接続する道路の幅員は6.0m以上であること
5 その他		(1) 隣地の地権者、開設地が属する農家組合、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等から同意が得られること。
		(2)周辺農地等に対する影響*1に配慮した施設であること
		(3)農家レストランと併せて直売施設や加工処理施設など他の施設が設置されている施設でないこと。
		(4)農家レストランと設置者等の居住の用に供する建築物等が併せて設置されている施設や深夜営業を常態とする施
		設、主として酒類を提供する施設、遊興飲食させる施設等でないこと。
		(5) 駐車場は施設に見合った有効な台数を確保すること。
		(6)都市計画法第33条及びその他の技術基準に属する規定に適合すること。
		(7)総合化事業計画で設置が位置付けられている農家レストランであること。
		(8) その他、各種法令に適合する内容(見込みを含む。)であること。

※1 周辺農地等に対する影響:日照、遮光、排水、施設敷地への進入等、営農に与える影響

農家レストラン開設までの手続

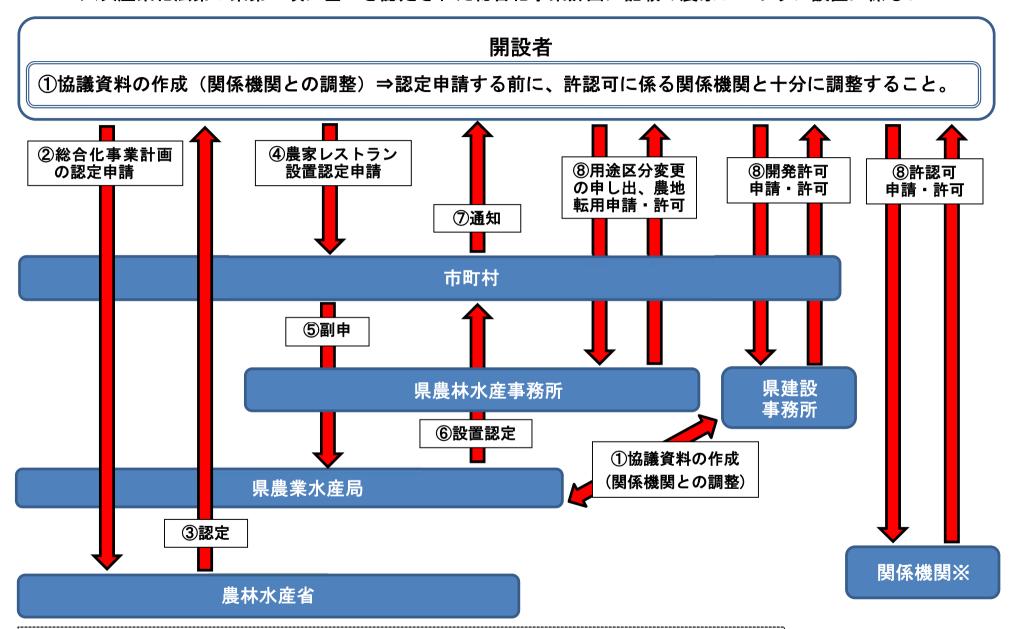
(1)総合化事業計画認定までの流れ

番号	項目	該当者	内容	期間
1	協議資料の作成 (関係機関との調 整〈立地・技術基 準、開設計画等の 適否〉)	県·市町村⇔開設 者	 ◎開設者からの相談に基づき、県及び市町村(当該農家レストランの開設予定地域を行政区域におくもの)は、事業内容について開設者と調整を実施。 ◎開設者は県及び市町村の農業関係部局と調整を行った後、県建設事務所を始めとした関係部局と調整を行い、関係法令に適合することを確認。 ●調整に必要な書類 ■農業関係部局あて ・六次産業化法第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載の農家レストラン設置要綱に基づく、農家レストラン設置の協議に必要な書類(総合化事業計画(案)及び添付書類、設置する地域を所管する市町村の戦略、農家レストラン開設計画書、位置図、平面図、開設にあたり影響を与える周辺農地の関係団体(農業委員会等)の意見が確認できる書面、その他必要な書類) ・県農業水産局は、都市計画法33条及びその他の技術基準に属する規定について県建設事務所と調整を行う。 ■県建設事務所あて ・事前相談書類(都市計画法許可申請に必要な書類、その他許可権者が必要とする書類) ■その他 ・その他必要な書類 →事前相談のため、ある程度内容を説明する ⑤市町村の農業並びに建築担当部局は、県担当局と調整を行い、必要に応じて計画の修正・変更を相談者に指示する。 ⑥市町村の農業部局は、開設者と調整の上、適正な事業と認められる場合は、市町村戦略に該当事業を掲載する。 	総事画前化計請
2	総合化事業計画の 認定申請	開設者→東海農 政局	東海農政局へ計画の認定申請	
3	認定	東海農政局→開 設者	認定	

(2)総合化事業計画認定後の手続

7 = 5 to B to 3 Skill High C May 3 the							
4 5	農家レストラン設 置認定申請	開設者→市町村 (副申) →県	 ◎総合化事業計画の認定を受けて、「六次産業化法第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載の農家レストラン設置要綱」に基づき、農家レストランの設置認定に係る申請手続き。市町村(農業担当部局)を経由して県(農林水産事務所→農業水産局)に申請する。 ●申請書類(主に事前に調整した際に使用した書類) ①農林水産大臣に認定された総合化事業計画等の写し ②設置する地域を所管する市町村の戦略 ③農家レストラン開設計画書 ④位置図 ⑤平面図 ⑥開設にあたり影響を与える周辺農地の関係団体(農業委員会等)の意見が確認できる書面 ⑦その他必要と認められる資料 				
6 7	農家レストラン設 置認定	県→市町村(通知)→開設者	◎県(農業水産局→農林水産事務所)は開設者に対して、農家レストランの設置認定を市町村(農業担当部局)経由で行う。●認定書類:「農家レストラン設置認定書」				
8	各種法令等に基づく手続き	開設者→関係機 関	 ◎開設者は関係機関に対し、各種法令等に基づく手続きを実施。 ●主な許認可⇒申請先 ○農振法関係(用途区分変更の申し出)⇒市町村 ○農地法転用申請(農地→農家レストランへの転用)⇒市町村 ○都市計画法許可申請⇒市町村→県建設事務所 ○建築確認申請→特定行政庁、限定特定行政庁、指定確認検査機関のいずれか ○消防法関係⇒地域の消防署 ○営業許可関係⇒食品衛生法:管轄する保健所等 ○必要に応じて警察(風営法、道路の関係等) その他、必要な各種法令等の手続を行う 				
9	工事の着手	開設者	◎各種法令に基づく手続きを全て終えたうえで、開設者は工事に着手する。				

六次産業化法第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載の農家レストラン設置に係るフロー



※農家レストラン開設に必要な主な許認可機関(建築確認:特定行政庁等、食品衛生法:保健所、消防法:消防署、等)